

令和四年十月六日付け広島県報（号外）第三十七号に登載の広島県条例第三十六号（職員
の定年等に関する条例等の一部を改正する条例）の一部を次のように訂正する。

総務局人事課長

一	ページ		
一	行		
公布		正	
提出			誤